

○外気に対して高い開放性を有する部分（以降「開放部分」という）とは次の条件を満たす建築物の部分となります。

- ・空調設備が設置されうる最小限の部分であること（＝内部に間仕切壁等を有しない階またはその一部であること）
- ・常時外気に対し一定以上の開放性を有していること（その部分の床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が1／20以上であること）

ただし、開放部分を除いた床面積が一定以上で適合義務（適合性判定）や届出の対象となった建築物については、開放部分を含む建築物全体が規制措置の対象となります。すなわち開放部分は適合義務等の要否の判断にのみ考慮され、一次エネルギー消費量計算を行わなくて良いというわけではないということに注意していただく必要があります。